



香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



前池のオニバス（善通寺市稲木町）

目 次

1. 土地改良負担金対策事業の概要 2～3
2. 平成 21 年度新規事業 地域ため池総合整備事業の紹介 4
3. ため池の維持管理を万全に 5
4. 疏水百選「香川用水」水土里の路ウォーキング参加者募集のお知らせ 6～7
5. 「疏水のある風景」写真コンテスト 2009 作品募集 8～9
6. 会と催し／研修会のお知らせ 10

土地改良負担金対策事業の概要

平成 21 年度から土地改良事業に係る受益者負担金の軽減対策として新しく 2 つの事業が始まります。担い手への農地利用集積などの達成要件もありますが、土地改良区にとってメリットのある事業ですのでご紹介いたします。

	経営安定対策基盤整備緊急支援事業 (7 年助成 20 億円)	土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業 (3 年助成 200 億円)																																																
事業主体	全国水土里ネット	全国水土里ネット																																																
助成対象期間	平成 21 年～平成 27 年 (7 年間)	平成 21 年～平成 23 年 (3 年間)																																																
対象となる事業	【国営等】 かんがい排水事業、農用地再編整備事業、総合農地防災事業水資源機構事業、森林総合研究所事業 (緑資源機構事業) 【県 営】 かんがい排水事業、新農業水利システム保全整備事業、地域水田農業緊急整備事業等 ※担い手育成支援事業及び平準化事業実施地区も対象																																																	
一部対象となる事業 (土地改良法に基づく部分のみ対象)	【県 営】 畑地帯総合整備事業 (担い手育成型)、基幹水利施設ストックマネジメント事業、中山間総合整備事業、農村振興総合整備事業、草地整備事業 【団体営】 村づくり交付金																																																	
対象とならない事業	<担い手育成農地集積事業 (公庫からの無利子融資) > 経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業、担い手育成農地集積事業 <予算補助事業> 地域用水環境整備事業、水質保全対策事業、農村地域環境保全整備事業、農業用河川工作物応急対策事業、土地改良施設維持管理適正化事業																																																	
事業要件	(1) 担い手農地利用集積率 担い手の経営等農用地面積の割合 (担い手農地利用集積率) が下表のとおり増加することが確実であること <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 経営安定対策基盤整備緊急支援事業 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業実施前</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>10%未満</td><td>15%以上へ</td></tr> <tr><td>②</td><td>10～25%未満</td><td>5ポイント以上増加</td></tr> <tr><td>③</td><td>25～27.5%未満</td><td>30%以上へ</td></tr> <tr><td>④</td><td>27.5～45%未満</td><td>2.5ポイント以上増加</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>45～47.5%未満</td><td>47.5%以上へ</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>47.5%以上</td><td>シェアを増加</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>100%</td><td>100%を維持</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業実施前</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>5%未満</td><td>7.5%以上へ</td></tr> <tr><td>②</td><td>5～12.5%未満</td><td>2.5ポイント以上増加</td></tr> <tr><td>③</td><td>12.5～13.8%未満</td><td>15%以上へ</td></tr> <tr><td>④</td><td>13.8～22.5%未満</td><td>1.2ポイント以上増加</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>22.5～23.7%未満</td><td>23.7%以上へ</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>23.7%以上</td><td>シェアを増加</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>100%</td><td>100%を維持</td></tr> </tbody> </table> </div> </div>			事業実施前	目 標	①	10%未満	15%以上へ	②	10～25%未満	5ポイント以上増加	③	25～27.5%未満	30%以上へ	④	27.5～45%未満	2.5ポイント以上増加	⑤	45～47.5%未満	47.5%以上へ	⑥	47.5%以上	シェアを増加	⑦	100%	100%を維持		事業実施前	目 標	①	5%未満	7.5%以上へ	②	5～12.5%未満	2.5ポイント以上増加	③	12.5～13.8%未満	15%以上へ	④	13.8～22.5%未満	1.2ポイント以上増加	⑤	22.5～23.7%未満	23.7%以上へ	⑥	23.7%以上	シェアを増加	⑦	100%	100%を維持
	事業実施前	目 標																																																
①	10%未満	15%以上へ																																																
②	10～25%未満	5ポイント以上増加																																																
③	25～27.5%未満	30%以上へ																																																
④	27.5～45%未満	2.5ポイント以上増加																																																
⑤	45～47.5%未満	47.5%以上へ																																																
⑥	47.5%以上	シェアを増加																																																
⑦	100%	100%を維持																																																
	事業実施前	目 標																																																
①	5%未満	7.5%以上へ																																																
②	5～12.5%未満	2.5ポイント以上増加																																																
③	12.5～13.8%未満	15%以上へ																																																
④	13.8～22.5%未満	1.2ポイント以上増加																																																
⑤	22.5～23.7%未満	23.7%以上へ																																																
⑥	23.7%以上	シェアを増加																																																
⑦	100%	100%を維持																																																
	(2) 担い手農地面的集積率 担い手の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地面積の割合 (担い手農地面的集積率) が下表のとおり増加することが確実であること																																																	

事業要件	経営安定対策基盤整備緊急支援事業		土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業			
		事業実施前	目 標		事業実施前	目 標
	①	6.5%未満	10%以上へ	①	3.3%未満	5%以上へ
	②	6.5～17.5%未満	3.5%ポイント以上増加	②	3.3～8.8%未満	1.8%ポイント以上増加
	③	17.5～19.2%未満	21%以上へ	③	8.8～9.6%未満	10.5%以上へ
	④	19.2～31.5%未満	1.8%ポイント以上増加	④	9.6～15.7%未満	0.9%ポイント以上増加
	⑤	31.5～33.3%未満	33.3%以上へ	⑤	15.7～16.6%未満	16.6%以上へ
	⑥	33.3%以上	シェアを増加	⑥	16.6%以上	シェアを増加
	⑦	100%	100%を維持	⑦	100%	100%を維持
	(3) 担い手者数の増加 担い手者数の割合が、以下のとおり増加することが確実であること					
	経営安定対策基盤整備緊急支援事業		土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業			
	目標年度までに 15 ポイント以上増加		目標年度までに 7.5 ポイント以上増加			
	注) 中山間地域等の条件不利地域については、上記担い手への集積要件等が、さらに 1/2 に緩和されます。					
担い手の定義	・水田・畑作経営所得安定対策加入者の登録の通知を受けた者 ・次のいずれかに該当し、都道府県知事が認める者 ①エコファーマー ②さとうきび・でん粉原材料かんしょに関する支援対象者 ③野菜の産地強化計画に規定する安定的・継続的生産者 ④果樹産地構造改革で定める産地計画に記載される内容に該当する農業者 ⑤農業環境規範を遵守する家畜の飼養・生産を行う認定農業者 ⑥上記に準ずるもので、都道府県知事が担い手として認めている者					
農家負担要件	1. 農家負担率が一定割合以上 2. 合算総償還額が 87,000 円/10 a 以上、1,470,000 円/戸以上のいずれかを満たすこと		合算総償還額が 44,000 円/10 a 以上、740,000 円/戸以上のいずれかを満たすこと			
認定申請期限	平成 21 年～平成 25 年までの 5 年間 毎年 6 月末 (平成 21 年は 9 月末)		平成 21 年～平成 23 年までの 3 年間 毎年 12 月末 (平成 23 年は 10 月末)			
< 7 年の場合 >		< 3 年の場合 >				
認定の手続き 		認定の手続き 				
助成金交付の手続き 						

農林水産省の平成 21 年度農業農村整備事業予算のなかで、今回は地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域活性化に資するよう、防災・減災を核とする中での環境保全や親水面での利活用にも資するため池の総合整備対策事業について紹介します。

地域ため池総合整備事業（新規）

1. 趣 旨

平成 19 年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、昨年の岩手・宮城内陸地震などの大規模地震が発生しているほか、梅雨前線及び台風による集中豪雨が発生するなど、近年は甚大な自然災害が多発化する傾向にあります。また、地球温暖化に伴う気候変動の影響で大雨の頻度が増加したり、台風の強度が強まることなどにより、災害が頻発したり、激甚化する懸念が指摘されています。その際、ため池を巡る状況としては、農家の減少、高齢化に伴い維持管理が疎かになり、防災面での脆弱化やため池の多様な役割の発揮が困難になることも懸念されており、地域住民が参画した地域によるため池の保全体制の構築が必要です。

このようなことから、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、地域に存在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画を策定し、同計画に基づき防災、減災対策を実施するものとします。

2. 事業内容

(1) 調査計画事業

- ・地域ため池総合整備計画の策定に必要なため池等の調査
- ・総合整備計画の策定

(2) 総合整備事業

①防災・減災対策

ため池の改修、ため池の廃止、災害防止浚渫工事、ため池再編等のため池用排水施設整備、ため池下流水路の整備、防災情報管理システムの整備、ハザードマップの作成、危機管理向上施設の整備

②環境・利活用対策

環境保全・利活用施設の整備、水質改善対策、安全施設の設置、ため池廃止後の用地整備

③保全対策

防災・減災、環境保全等にも資する地域住民参画による保全体制の整備及び活動

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県

(2) 採 択 要 件：地域ため池総合整備計画が策定見込みであって、ため池改修が少なくとも 1 箇所以上で行われること。

総事業費がおおむね 3,000 万円以上であること。

(3) 補 助 率：①調査計画事業：50%

②総合整備事業：農林水産省・北海道：50(55)%、離島：52(60)%、奄美：2/3(55)%、沖縄：80(80)%

4. 平成 21 年度概算決定額

3 0 0, 0 0 0 千円

ため池の維持管理を万全に

「ため池」は、農業用水源としてのみならず、水辺空間として「憩いの場」などの多様な役割を果たしています。そのようなため池が万一決壊した場合は、農業関係者だけでなく、道路や家など下流地域に大きな被害をもたらすことも予想されますので、本格的な台風シーズン到来を前に危険箇所がないか点検し、ため池管理に万全の備えをして下さい。

1. 日常の管理が大切

ため池を管理されている方は普段から次のようなことに気をつけて、常にため池を見回り欠陥箇所の早期発見に努めて下さい。

点検のポイント

- ・法面・腰石積・地山との境などからの漏水はないか
- ・堤防に亀裂・陥没・法ずれなどはないか
- ・堤防が、道路などに利用されている場合、フェンスなどの安全施設に問題はないか
- ・洪水吐の大きさは十分であるか
- ・樋管の破損・陥没又は、樋管周囲からの漏水はないか
- ・ゲートなどの機械類は腐食していないか、又、巻揚機はスムーズに動くか
- ・操作小屋などの管理施設に異常はないか等

2. ため池災害の主な原因

ため池の災害は、堤防の決壊、堤防法面の崩れや陥没、樋管の破損、洪水吐の洗掘崩壊などがありますが、この中で最も多いのが堤防法面の法崩れです。

災害の起きたため池を調べると普段の維持管理が不十分で、堤防に雑草やかん木が生え危険箇所が発見できなかった池、或いは、洪水吐の上に土俵や板で無理な溜め方をしていたものなどが殆どです。

皆さんが管理しているため池は大丈夫ですか。草木が沢山生え、悪い箇所が分からない状況になっていませんか。

もう一度点検確認を行ってください。

3. 危険箇所発見後の処理

ため池の異常箇所を発見した場合には、直ちに市町役場、県土地改良事務所、或いは、県総合事務所土地改良課に連絡し、原因の究明と応急処置の指導を受け災害を未然に防止しましょう。

4. 危険ため池の整備

ため池の補強工事は国や県の助成が受けられ、残りの費用については長期の低利資金を借りることができます。危険なため池は早めに改修するよう心がけましょう。



洪水吐の崩壊



堤防の決壊

第4回

参加者募集!

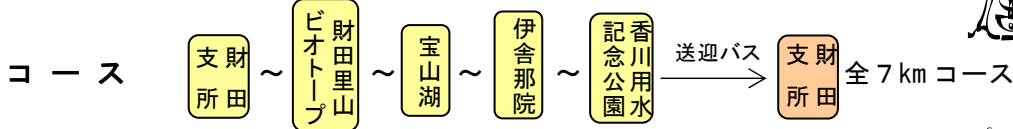


「香川用水」水土里の路ウォーキング
紅葉に映える宝山湖を訪ねませんか!

香川用水が、平成 18 年 2 月に全国「疏水百選」に選ばれたのを機に、水土里の路ウォーキングを実施しています。4 回目となる本年は、三豊市財田支所を出発し、「宝山湖」や「香川用水記念公園」などを巡ります。香川用水の役割や周辺の歴史文化についてふれながら、紅葉の秋を楽しみましょう。

日時 平成 21 年 11 月 15 日(日)
午前 9 時~12 時 小雨決行
集合 三豊市財田支所(駐車場あり) 受付: 8:30~9:00

たからだ米プレゼント!



※ チェックポイントで香川用水施設などの説明をします。
詳細については、裏面のコース図を参照してください。

参加費 無料
主催 水土里ネット香川用水(香川用水土地改良区)、香川用水管理体制整備推進協議会
共催・後援 香川県、三豊市、(財)かがわ水と緑の財団 香川用水記念公園、(独)水資源機構香川用水管理所、水土里ネット香川
協力 香川県ウォーキング協会
申込方法 下記の申込書にご記入のうえ、香川用水土地改良区へ ※10月30日(金)必着(先着200名)

【〒760-0017 高松市番町 2-4-27 FAX: 087-823-8369】

問い合わせ先 香川用水土地改良区 総務課 川田・山田 (電話 087-822-0155)

注意事項 水筒・帽子・歩きなれた靴・雨具・弁当などは、各自でご用意下さい。

参加申込書

主催者負担で傷害保険に加入しますので、必ず全ての項目をご記入下さい。

Table with 4 columns: ふりがな氏名, 年齢性別, 住所電話番号, 交通手段. Includes rows for personal information entry.

※ 参加申込者の氏名住所など個人情報とは当該目的以外には使用いたしません。



土地改良区運営実態調査ご協力のお礼

水土里ネットの運営実態を記入していただく「土地改良区運営実態調査」につきましては、業務ご多忙の中、ご協力頂きまして誠にありがとうございました。

今後、この調査結果を全国水土里ネットで分析し、土地改良区の運営実態を明らかにすることにより、水土里ネットの運営基盤の強化が図られるよう活用するとともに、今後の行政における各種施策に反映される参考資料となるよう提案して参ります。

「疏水のある風景」写真コンテスト 2009 作品募集



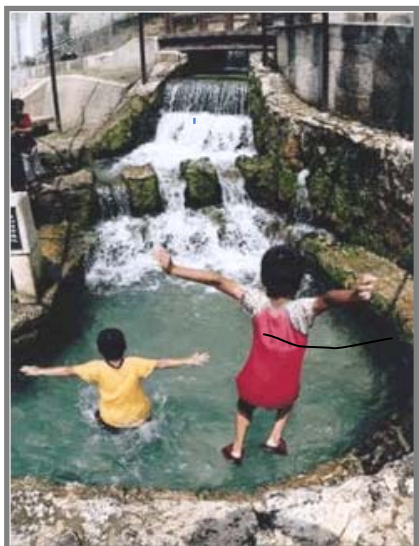
平成 20 年度 最優秀賞「秋日」



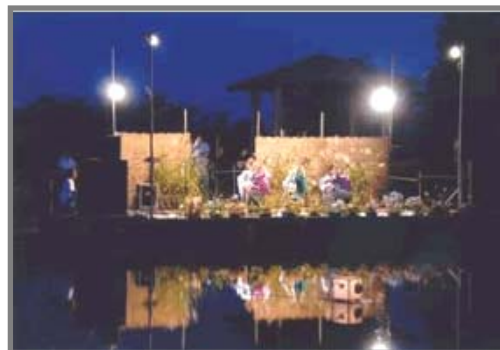
平成 20 年度 優秀賞「春夜のびわこ疏水」



平成 20 年度 農村振興局長賞「桜咲く明治用水頭首工」



平成 20 年度 優秀賞「河童たち」



平成 20 年度 全国水土里ネット会長賞「水辺の夜会」

疏水は、村から何 10 キロと離れた河川に堰を設け、水路を引き、古代から近代にいたるまでに築かれてきた水田を潤しています。古代から築かれた水田造りは、とりもなおさず水路造りを意味し、田や村が増えつづけるたびに水路もまた増えつづけました。

古代より営々と築かれてきた農業用水路の総延長は、実に約 40 万 k m。地球 10 周分に相当すると言われています。このような疏水は、水田を潤すもののみならず、水辺を楽しむ親水空間として、また国土保全としての役割を果たしています。

「疏水のある風景」写真コンテストを通して、より多くの国民が身近な疏水の存在に気づき、その景観的な価値も含めて、多様な機能をさらに知って頂くとするものです。

主催者

主 催 農林水産省、全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）、疏水ネットワーク
協 賛 都道府県水土里ネット（土地改良事業団体連合会）

「疏水のある風景」写真コンテスト 2009 募集要領

1. 題 材

農業用水路などを含めた農村の景観や施設とともに生きる人々、生活の様子、疏水を活用した地域づくりなど、自由。

* 農業用水として水田かんがいや畑地かんがいに使用されている農業水利施設。農業水利施設とは、頭首工、水路、パイプラインによるスプリンクラーかんがい、貯水池（ため池は除く）、などの施設をいう。

2. 応募方法

- ・平成 19 年以降に撮影したもので未発表（他のコンテストに応募していないもの）とする。四つ切り又は四つ切りワイドサイズのプリントを送付。
- ・画題、住所、氏名、年齢、職業、連絡先、撮影日、撮影場所、疏水名及び施設の名称（不明の場合は、県の土地改良課もしくは土地改良事業団体連合会に照会して下さい。）を自作の応募票に記入の上、平成 21 年 10 月 9 日（金）（当日消印有効）までに送付。
- ・送付先 全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）
「疏水のある風景」写真コンテスト係
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4（砂防会館 2 階）
TEL 03(3234)5480

3. 審査発表

平成 21 年 10 月に織作峰子先生を委員長とする審査委員会で審査し、疏水名鑑 (<http://www.inakajin.or.jp/sosui/>) において発表・紹介する予定。

4. 賞

- ・最優秀賞 1 点 賞状 賞品
- ・優 秀 賞 2 点 賞状 賞品
- ・農林水産省農村振興局長賞 1 点 賞状 賞品
- ・全国土地改良事業団体連合会長賞 1 点 賞状 賞品
- ・入選 30 点 賞品

なお、審査結果の通知は、入賞者のみといたします。（入賞の有無にかかわらず審査結果の通知を希望される方は、住所氏名を明記したはがきを同封して下さい。）

5. 留意事項

応募作品の返却希望の方は、送料相当分の切手を同封して下さい。ただし、入賞作品の返却はできません。

また、応募されました作品は、疏水の広報活動（写真集など）に使用することとし、著作権は主催者に帰属することとします。以上につきご了承の上応募願います。

会 と 催 し

開催月日	会 の 名 称	開催場所
8 月 11 日	低コスト型集排施設更新支援事業に係る担当者会議	岡 山 市
〃	農地・水・環境保全向上対策中讃地域協議会臨時総会	善通寺市
18 日	第 69 回香川用水記念会館管理委員会幹事会	高 松 市
19 日	三豊市担い手育成総合支援協議会担当者会	三 豊 市
21 日	農業集落排水関係事業説明会	岡 山 市
24 日	香川県農業会議常任会議員会議	高 松 市
26 日	平成 21 年度綾歌地区土地改良団体当務者会通常総会・土地改良相談	坂 出 市
〃	平成 21 年第 5 回観音寺市地域担い手育成支援協議会幹事会	観音寺市
31 日	土地改良負担金対策事業担当者会議	東 京 都
9 月 1 日 ～ 4 日	平成 21 年度実践技術研修（施設機械コース）	岡 山 市
〃 2 日 ～ 3 日	水土里情報利活用促進事業担当部所長会議	東 京 都
〃	疏水サミット i n 熊本	熊 本 県

研修会のお知らせ

◆ 平成 21 年度換地計画作成研修会

日 時：10 月 1 日（木）～10 月 2 日（金）
場 所：香川用水記念会館 5 階 会議室

◆ 平成 21 年度土地改良区役職員研修会

日 時：10 月 15 日（木）～10 月 16 日（金）
場 所：香川用水記念会館 5 階 会議室

◆ 平成 21 年度農地・水・環境保全向上対策シンポジウム

日 時：11 月 1 日（日）13 時～
場 所：アイレックス（丸亀市綾歌総合文化会館）

